

# 空港の設置及び管理に関する 基本方針について

---

# 総合的な防衛体制の強化に資する取組について （公共インフラ整備）

# 自衛隊・海上保安庁の活動上のニーズ

自衛隊及び海上保安庁は、安全保障環境を踏まえ、必要な場合、以下のような活動を行う。このために、必要な空港・港湾等を整備し、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機が平時から円滑に利用できるようにすることが必要である。

## 【海上保安庁】

港湾施設等におけるテロ等の警戒、捜索救難・人命救助、国民保護等を実施。

## 【自衛隊】

- 航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止
- 状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開。また、国民保護を実施。

### 【参考：国家安全保障戦略の記述】

総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

## 考え方

- 安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける**（3ページ）。これらを、「**特定利用空港・港湾**」とする。
- 「**特定利用空港・港湾**」においては、**民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る**。
- 年度末を目途に上記を示した「**運用・整備方針**」を確認する（4ページ）。

### 【整備】

- 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。
- 空港の滑走路延長・エプロン整備や港湾の岸壁・航路の整備などを行う。

### 【既存事業の促進】

- 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。
- 自衛隊・海上保安庁の早期かつ円滑な利用にも資するよう、既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。

インフラ管理者と関係省庁の間で、年度末を目途に、以下を内容とする「円滑な利用に関する枠組み」が設けられるように調整を加速化。

- インフラ管理者は、平素より自衛隊・海上保安庁が訓練等で円滑に空港や港湾を利用できるよう、関係法令等を踏まえ、適切に対応すること。
- 訓練等以外でも緊急時には、関係者間で連携し、柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努めること。
- 具体的な運用については、関係者間で連絡・調整体制を構築し、意見交換を行っていくこと。

年度末を目途に、「特定利用空港・港湾」に係る運用・整備方針を策定する。

「円滑な利用に関する枠組み」に係る調整が整った空港・港湾について、具体的名称を示すとともに、今後の運用・整備に係る基本的な方針を記載。

### 1. 運用

国土交通省及び防衛省は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の船舶・航空機が平時から必要な空港・港湾等を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省とインフラ管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施。これらを「特定利用空港・港湾」とする。

### 2. 整備

国土交通省は、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進。

### 3. その他

本方針を踏まえ、空港法・港湾法に基づく「基本方針」を改定。

## 目的(第1条)

空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、

- ・ 環境保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資する
- ・ 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与する

## 空港の定義(第2条)

## 空港法の設置及び管理に関する基本方針(第3条)

- 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針を策定し、公表する。(変更する際も同様。)
- 基本方針の策定又は変更に当たっては、交通政策審議会の意見を聴取。

＜基本方針に定める事項(第2項)＞ ※基本方針における第一～第七はこれに対応

- (1) 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項
- (2) 空港の整備に関する基本的な事項
- (3) 空港の運営に関する基本的な事項
- (4) 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項
- (5) 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項
- (6) 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- (7) 上記に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項(その他)

＜基本理念(第3項)＞

基本方針は、空港の設置及び管理を行う者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上が図られるべきこと

## 空港管理者・工事費用の負担等(第4条～第11条)

## 空港の管理等(第12条～第23条)

## 雑則・罰則(第24条～第44条)

- 国家安全保障戦略に基づく公共インフラ整備については、昨年12月の総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議において、特定利用空港・港湾に係る「運用・整備方針」の骨子が公表された。
- 同骨子においては、「運用・整備方針」を踏まえ、空港法・港湾法に基づく基本方針を改正することとされた。

改正後	改正前
<p>はじめに (略)</p> <p>第一～第六 (略)</p> <p>第七 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>空港の設置及び管理に際しては、第三5の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。</p> <p>空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。</p> <p><u>特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。</u></p>	<p>はじめに (略)</p> <p>第一～第六 (略)</p> <p>第七 その他</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 その他</p> <p>空港の設置及び管理に際しては、第三5の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。</p> <p>空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。</p>